

## 4. 注意事項

- ・対象者と家族等の情報は、同意に基づき久喜市から警察署に情報提供します。
- ・本シールの貼り付けにより、対象者が認知症等であることを第三者に知られる場合があります。
- ・本シール利用は、対象者本人に限ります。譲渡や目的外の利用は禁じます。
- ・再交付は実費負担です。未使用のシールは紛失しないよう大切に保管してください。
- ・登録内容に変更があった場合や、本シールが不要になった場合には問合せ先までご連絡ください。

## メモ



### 【 申込み・問合せ 】

久喜市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係  
0480-22-1111(内線 3263)

菖蒲総合支所 菖蒲高齢者・介護保険係  
0480-85-1111(内線 150)

栗橋総合支所 栗橋高齢者・介護保険係  
0480-53-1111(内線 235)

鷲宮総合支所 鷲宮高齢者・介護保険係  
0480-58-1111(内線 161)

久喜市役所

徘徊高齢者・障がい者  
見守りオレンジシール

徘徊するおそれのある方の  
靴等にシールを貼り付けることで  
登録番号から身元を  
確認できるようにするものです。



高齢者福祉課

# 1. 利用できる方

市内在住で徘徊のおそれがあり次に該当する方

- ① 65歳以上で医師により認知症と診断された方
- ② 40歳以上で認知症により要介護、要支援認定を受けている方
- ③ 18歳以上で療育手帳の交付を受けている方
- ④ 医師により高次脳機能障がいと判断されている方



# 見守りオレンジシール見本

シールの交付枚数は20枚です。

(靴に貼り付けた場合は10足分となります)



サイズ：1.5cm × 4.0cm

# 2. 利用開始までの流れ

(1) 裏面の【申込み・問合せ先】窓口にて相談のうえ申請をしてください。

申請に必要なもの

- ・対象者の顔がわかる胸から上の写真
- ・対象者の顔がわかる全身写真



(2) 利用決定通知書とオレンジシールを申請者へ郵送します。



(3) 見守りオレンジシールが届いたら、靴や携行品(杖や鞆等)など、対象者が普段から身につけているものに貼ってください。



靴の後ろに登録番号、前に目印用の反射シールを貼ります

# 3. もしも登録された方が行方不明になったら…

行方不明になったことを警察へ連絡してください。(捜索願い)  
あわせて久喜市の見守りオレンジシールに登録していることと、登録番号を伝えます。



警察等が行方不明者を発見し保護した際に、見守りオレンジシールの登録番号から対象者の身元を確認します。  
その後、登録されている連絡先へ連絡し、家族等に迎えに来ていただきます。

